



第3章 基本計画



基本計画の見方

施策の取組方針

施策ごとの方向性について記載しています。

代表的な SDGs

施策に関連する代表的な SDGs を記載しています。

現状と課題

施策ごとに本町の現状と課題を記載しています。

施策実現のための取り組み

施策を実現するための取り組み内容を記載しています。

1-1 子育て家庭への支援

施策の取組方針

各家庭の子育てに対する悩みや不安が解消され、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠前から青年期にわたる切れ目のない包括的な支援に取り組むとともに、相談支援体制の充実、母子の健康づくりの支援、保育サービスの充実、子育て家庭の負担の軽減を図ります。

現状と課題

家庭や地域における子育て機能が低下する中、国では2023年（令和5年）4月にこども家庭庁を創設、こども基本法を施行し、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みを推進しています。

子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点は、それぞれで支援を行ってまいりましたが、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、今後は子育て世帯に対する包括的な支援が望まれています。

就業形態の変化などによる保育ニーズの多様化に対応するため、就学前教育・保育環境などを整備するとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、医療費や学童保育料の助成などを図っていく必要があります。

施策実現のための取り組み

1-1-1 子育て支援サービスと相談支援体制の充実

①相談支援体制の充実

本町では2024年（令和6年）4月から、児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有するこども家庭センターを設置し、全ての妊娠婦や子育て世帯、こどもたちに対する相談支援に取り組めます。

また、保育所（園）や認定こども園[※]、幼稚園、地域子育て支援センター、児童館など子育てについて相談できる場の充実を図ります。

②母子の健康づくりの支援

地域の医療体制の拡充・整備を図り、妊娠・出産における母子の健康づくりに向けた支援に努めます。

また、乳幼児健康診査の実施や予防接種の勧奨、専門家による発育・発達相談・指導など、こどもの保健対策の充実を図ります。

※認定こども園：幼稚園、保育所などのうち、就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいう。

③保育サービスの充実

保育ニーズについて十分考慮しながら延長保育や一時預かり、障がい児保育など多様な保育サービスや幼稚園の預かり保育を促進します。

④学童クラブの充実

多様化する保育ニーズに対応できる学童クラブを運営していくため、指導員などの確保を図ります。

また、生活が困難している子育て家庭に対し、学童保育料を助成します。

1-1-2 子育て家庭の負担軽減

①保護者負担の軽減

児童手当の支給やこども医療費への助成、出産・子育て世帯への給付金の支給などにより経済的な負担を軽減し、こどもの健やかな成長の支援を図ります。

経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒に対し、必要な学用品の費用の一部などを支給します。

②ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定に向け、児童扶養手当などの支援を行う。また、どのような相談窓口に関する情報を提供し、経済的自立を促進します。

施策の成果指標

中項目	指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度末))
1-1-1	地域子育て相談機関相談件数	未実施	500件/累計
	【説明】子育て世帯が気軽に相談できる身近な場として、地域子育て相談機関を新規に設置し、相談件数を増加させることを目標とする。		
1-1-1	学童クラブ利用者率の向上	69.9%	71.0%
	【説明】学習支援など保育内容の充実を図り、学童クラブの利用者率を向上させることを目標とする。		
1-1-2	ひとり親家庭の就労相談窓口開設	未実施	5回/累計
	【説明】ひとり親家庭の生活の安定のため、ハローワークによる出張窓口開設を推進し、継続的に相談窓口を開設することを目標とする。		

施策の成果指標

施策の達成に向け、進捗状況を測るための代表指標を設定しています。現状値は、各々の指標に関する直近のデータを示しています。

